

# 加入申込書

京都医療労働組合連合会

個人加盟分会 分会長殿

私は、組合の規約を認め、加入を申し込みます。

加入者名	
加入年月日	年 月 日
納入金額	円 内訳■会 費@1,400× 月分 ■医労連共済@ 660× 月分 (生命共済@30×10口+医療共済@130×2口+交通共済@100×1口)

## 組合員名簿

ふりがな			
氏名			
性別	男・女	生年月日	年 月 日生
自宅住所			
〒 ー			
Tel		Email	
勤務先住所			
〒 ー			
Tel		Email	
職種		勤続年数	年 ヶ月
連絡方法	郵便物はどちらへ <input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 勤務先 その他 ( ) 組合名の入った封筒でもいいですか? <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ 緊急の連絡先は? ( )		

# 私の要求など、なんでも

## 京都医労連分会規約

- 第1条 本組合は、京都医療労働組合連合会個人加盟分会（略称：京都医労連分会）と称し、京都地方の医療機関やその関連施設、および、保険や福祉の分野に働く労働者（臨時・失業中の労働者を含む）で、京都医労連の規約・運動方針に賛同するもので組織する。
- 第2条 組合は、いかなる時でも人種、宗教、信条、門地または身分によって不利益な取扱いを受け、また組合員たる資格を奪われることはない。
- 第3条 加盟組合員は本部に所属する。職場もしくは地域ごとに3人以上で「分会」を構成する場合は、本規約に準じた「分会規約」（基準別紙）によって運営し、京都医労連単位加盟組織に準じて取扱う。
- 第4条 本部に次の機関を置く 1. 大会 2. 執行委員会
- 第5条 大会は、この組合の最高決議機関であり、本部所属組合員で構成し、年1回開く。但し、組合員の3分の1以上、または執行委員会が必要と認めたときに臨時に開く。
- 第6条 機関の運営は、構成員の3分の2以上で成立し、決議は出席者の過半数以上で決め、議長は構成員の中から選出する。
- 第7条 執行委員会は、大会決定に基づき日常業務を処理する。
- 第8条 この組合に次の役員を置く 委員長・書記長・会計監査
- 第9条 役員任期は1年とし、大会で構成員による直接無記名投票で選出する
- 第10条 この組合は、団体交渉を行い、協定などを締結することができる。
- 第11条 この組合が争議を行おうとするときは、構成員全員の直接無記名投票を必要とする。
- 第12条 組合費は、京都医労連会費の全額とするが医労連執行委員会の承認によって減額することができる。必要に応じて「分会費」を徴収することができる。
- 第13条 この組合の財政は、分会費、事業収入、寄付金などで運営する。
- 第14条 この組合に加入を希望するものは所定の申込書に組合費1ヶ月分を添えて、脱退するものは理由を明記した届けを医労連本部に届け出る。いずれも本部執行委員会の承認を必要とする。
- 第15条 この組合の会計は、年1回会計監査の報告を受けるほか、職業的な資格のある会計監査人の会計報告を受ける者とする。
- 第16条 京都医労連の代議員、中央委員を選出するときは、全構成員の直接無記名投票による。
- 第17条 この規約にないことは京都医労連規約・規定による。
- 第18条 京都医労連分会本部は、京都市中京区壬生仙念町30-2京都医労連書記局におき、分会事務所の所在地はそれぞれの規約に定める。
- 第19条 この規約の改廃は、京都医労連の大会で行い、全構成員の直接無記名投票による過半数で批准する。
- 第20条 この規約は、1987年7月18日より実施する。

1987年7月18日決定

1998年9月13日全面改定